

Q

引っ越しをした場合の令和6年度分
市民税・県民税・森林環境税の納付先は？

A

令和6年1月1日時点で住んでいた
自治体が納付先となります。

令和6年度分市民税・県民税・森林環境税は、令和5年中の
所得をもとにして、1年分の税金が課税されます。



詳しくはこちらをご覧ください。
車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
第2期納期限

9.2月

納付の呼びかけについて（電話・SMS）

「川崎市納税お知らせセンター」から、電話で納付の呼びかけを行っています。
また、電話が繋がらなかった方には、SMS（ショートメッセージサービス）により携帯電話へご連絡いたします。なお、メッセージにURL・添付ファイルなどはありません。
お問合せ先：財政局収納対策課 電話：044-200-2226 FAX：044-200-3909

給与からの特別徴収は電子納税がおすすめです！

市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）及び市民税・県民税（特別徴収（退職所得分））は、eLTAXの地方税共通納税システムを利用することにより、金融機関に行かなくても電子納税ができます。詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

川崎市 特別徴収 電子納税

検索

川崎市税務広報 電話 044-200-2236
発行：財政局市民税管理課 FAX 044-200-3907